

療養費の支給対象となるあん摩・マッサージ師の施術

Q 1 療養費の支給対象となるマッサージを教えてください。

A 1 療養費の支給対象となるマッサージは、その傷病が病院では十分な治療目的を果たすことが出来ない場合に、医師の同意のもと、あん摩・マッサージ・指圧師の施術のうち、医療上必要があつて行われたと認められるマッサージが対象となります。

Q 2 疲労回復のためにマッサージを受けたいのですが、支給対象になるのでしょうか。

A 2 療養費の支給対象にはなりません。療養費の支給対象となるマッサージは、麻痺の緩解措置としての手技、あるいは、関節拘縮や筋萎縮が起こっているところに、その制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする医療マッサージが対象となります。

したがって、単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のマッサージは支給対象になりません。

Q 3 医師の同意が必要とのことですが、同意を証明する書類とは、どのようなものですか。

A 3 次の内容を記載した医師の同意書が必要です。

- 1 患者の住所、氏名、生年月日
- 2 傷病名
- 3 傷病名の発症年月日
- 4 症状
- 5 施術の種類
- 6 施術の部位
- 7 往療（往診）についての意見
- 8 施術同意年月日
- 9 病院名、所在地、医師氏名、同意医師の押印
押印は、医師の署名でも差し支えありません。

Q 4 同意書は、いくらぐらいかかりますか。

A 4 同意書の費用は 1000 円ですが、保険給付の対象になりますので、保険証の患者負担割合に応じて、患者負担割合が 1 割の場合は 100 円、3 割では 300 円になります。

Q 5 同意書には期限はあるのでしょうか。

A 5 同意書には期限があります。その期限は次のようになります。
同意書に治療を受けることが出来る期間の記載がある場合はその期間内となりますが、3 ヶ月を超えて治療を受けることはできません。

Q 6 マッサージを受ける治療院は、どこでもいいのでしょうか。

A 6 保健所に届け出を行った治療院のみが対象です。
また、その治療をするマッサージ師も免許証を取得し、保健所に届け出を行ったマッサージ師が対象となります。
マッサージの金額は、厚生労働大臣の定めた金額での治療となりますので、医師の同意書を提示のうえ予め、「保険治療が出来るのか」確認のうえ、マッサージの治療を受けてください。

Q 7 自宅でマッサージを受けたいのですが、往診も保険給付として認められますか。

A 7 マッサージ師が訪問することは、療養費では往療といえます。
歩行困難等やむを得ない理由により、治療院に通ってマッサージを受けることが出来ない場合に対象となります。
この場合もマッサージの同意をした医師の往療に関する同意が必要となります。
また、治療院から片道 16 キロメートルを超える往療については、往療を必要とする絶対的な理由がない場合は、往療料は全額患者負担となります。
なお、往療を必要とする絶対的的理由とは、周辺に病院等が全く存在しないため治療の必要上やむを得ない場合をいいます。

Q 8 現在、病院でリハビリを受けていますが、療養費としてマッサージ師の治療を受けることはできますか。

A 8 療養費としては、治療を受けることはできません。
健康保険においては、病院での治療が原則です。病院において十分な治療目的を果たすことが出来ない場合に医師の同意に基づいて治療を受けることとなりますので、病院でリハビリを受けている場合は、医師の同意書があっても支給対象にはなりません。
また、同様の治療を、介護保険を使って受けている場合についても、医師の同意書があっても支給対象にはなりません。

Q 9 医師の同意のもとマッサージを受けていたのですが、病院に入院することになりました。入院中も引き続きマッサージを受けることはできますか。

A 9 引き続き治療を受けることはできません。病院に入院した場合は、病院が患者の医学的管理をするので、マッサージ師によるマッサージは、受けることはできません。

Q10 特別養護老人ホームに入所中です。医師の同意書があればマッサージを受けることはできますか。

A10 受けることは出来ません。
特別養護老人ホームに入所中においては、特別養護老人ホームで対応することとなりますので、療養費としてマッサージの支給を受けることはできません。